

※詳しくは☎にお問い合わせください。

**経済センサス 調査員を募集します**

経済センサス（活動調査）は、5年に一度実施され、全国すべての事業所・企業を対象に売上（収入）金額や費用などの経理項目を把握し、経済活動を全国、地域別に明らかにすることを目的に行われます。

令和3年6月1日を調査基準日として全国一斉に行われる経済センサスの調査員を募集します。

**業務内容**

- 調査員説明会への出席
- 調査区域内の事業所への調査書類の配布
- 調査書類の検査、整理、提出
- ※感染症の影響を踏まえ、調査票は原則として郵送回収かインターネットによる回答とします。

**期間** 5月上旬～6月中旬

**報酬** 3～6万円ほど

※調査件数によって変動。

**応募資格**

- 荒尾市内で調査活動が可能な原則満20歳以上の人が
- 選挙に直接関係のない人が
- 責任を持って調査事務を遂行できる人が

調査により知り得た秘密を

守れる人 ●応募方法 文化企画課へ電話か直接申し込み ※名前、住所、生年月日を伺います。

●応募締切 定員（20人ほど）に達し次第終了

☎文化企画課行革統計係 57・7184

**熊本市特定産業別最低賃金が改定されました**

| 最低賃金の件名                           | 時間額  |
|-----------------------------------|------|
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 836円 |
| 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業      | 888円 |
| 百貨店、総合スーパー                        | 796円 |

●効力発生日 令和2年12月15日

※熊本県最低賃金は793円に改定されています。

※特定（産業別）最低賃金は、適用範囲があります。

☎熊本市労働局賃金室 096・355・3202

障がい者の法定雇用率が引き上げられます

令和3年3月1日 ●効力発生日

| 事業主区分        | 法定雇用率 |            |
|--------------|-------|------------|
|              | 現行    | 令和3年3月1日以降 |
| 民間企業         | 2.2%  | 2.3%       |
| 国、地方公共団体など   | 2.5%  | 2.6%       |
| 都道府県などの教育委員会 | 2.4%  | 2.5%       |

引き上げ後、民間企業は障がい者を1人以上雇用し、雇用状況を報告する義務が課せられる事業主の範囲が従業員45・5人以上から43・5人以上に広がります。障がい者の雇用に関することなど、詳しくは☎相談ください。

☎玉名公共職業安定所 72・8609

※詳しくは☎にお問い合わせください。

**軽自動車などの廃車・名義変更手続きをお忘れなく** 国税務課市民税係 ☎63-1342

軽自動車税は毎年4月1日現在で登録中の軽自動車に課せられます。廃棄処分、譲渡などで所有しなくなったときは、廃車・名義変更の手続きをしないと、引き続き令和3年度も軽自動車税が課税されます。

●手続きの方法

| 種別                                  | 手続き場所と必要なもの   |
|-------------------------------------|---|
| 原動機付自転車<br>125cc以下のバイク<br>(ミニカーを含む) | 市民課 ☎63-1302<br>・新規 販売証明書か譲渡証明書と印鑑<br>・廃車 標識と印鑑<br>・名義変更 譲渡証明書と印鑑<br>・番号変更(車体や標識番号) 販売証明書か譲渡証明書と印鑑<br>※窓口に来る人の本人確認書類の提示が必要です。 |
| 小型特殊自動車<br>(農耕作業用を含む)               | 同上  |
| 軽四輪乗用<br>軽四輪貨物                      | 軽自動車検査協会熊本事務所<br>熊本市東区東本町16-3<br>☎050-3816-1758<br>・印鑑<br>・住民票<br>・標識<br>・車検証など<br>詳しくは左記の連絡先に問い合わせください。                      |
| 軽二輪<br>(126cc～250cc)                | 九州運輸局熊本運輸支局<br>熊本市東区東町4-14-35<br>☎050-5540-2086   |
| 自動二輪<br>(251cc以上)                   | 同上  |

- 荒尾市ナンバーを使用している人で、市外へ転出するときは「廃車手続き」を行ってください。転出先で車を使用するときは、転出先のナンバーを取得してください。
- 熊本ナンバーの付いた軽自動車などを使用している人で、住所を変更した人は「住所変更の手続き」、車を譲り受けた人は「名義変更の手続き」を行ってください。
- 県外での廃車、県外ナンバーに変更した場合、荒尾市での課税を止める手続きが必要です。手続きが行われないと、翌年度以降も軽自動車税が課税されます。
- 所有者が亡くなったときは、新しい所有者への「名義変更の手続き」、使用しないときは「廃車手続き」を行ってください。

あってよかった！マイナンバーカード

3月からマイナンバーカードの保険証利用が始まります

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申し込みが必要です。まだ手続きが済んでいない人は、スマートフォンやパソコン、市民課の窓口で申し込みができます。詳しくは問い合わせください。

●手続きに必要なもの

- ①マイナンバーカード
  - ②マイナンバーカードの暗証番号（4桁）
- ※カード交付時に暗証番号を記入した紙をお渡ししています。

マイナンバーカード休日・延長窓口（予約者優先）

| 休日窓口                                   | 延長窓口（毎月第3水曜）               |
|--|----------------------------|
| ●日時 3月7日(日)・13日(土)・28日(日)<br>午前9時～午後5時 | ●日時 3月17日(水)<br>午後5時15分～8時 |
| ●場所 市民課                                | ●場所 市民課                    |
| ●予約開始 受付中                              | ●予約開始 2月18日(木)～            |

無料写真撮影付き出張申請

| 開催日時    | 時間                      | 会場    | 申込期間                |
|---------|-------------------------|-------|---------------------|
| 3月4日(木) | ①午前9時30分～<br>②午前10時30分～ | 万田炭鉱館 | 2月3日(水)～<br>(完全予約制) |

[予約・問い合わせ]  
市民課 ☎63-1302

カード未申請者へ二次元コード付き申請書を送付しています

スマートフォンを持つ人は、二次元コードを読み込むことでカードの申請が行えます。現在お手元にある申請書も利用可能です。お急ぎの場合はそちらをお使いください。

なお、下記の対象者には、別途申請の案内をしています。

- ①75歳以上の人（後期高齢者医療保険証更新時に案内）
- ②令和2年1月1日以降に生まれた人、国外から転入した人（出生・転入後に送付）
- ③在留期間の定めがある外国人住民（地方出入国在留管理局で案内）

地域おこし協力隊 活動便り Vol.53

荒尾市地域おこし協力隊員は、最長3年の任期のもと、荒尾の魅力を知り、伝え広げる活動を日々行っています。

隊員の主な活動内容や、活動予定をお伝えします。



荒尾の魅力、荒尾の情報を Facebook・Instagram で発信中！



Facebook



Instagram



▲宮崎兄弟生家駐車場に設置されている第32号詩碑

◆石雷隊員（令和元年9月着任／地域振興担当）  
北原白秋も絶賛した夭折の天才詩人、海達公子は、将来を嘱望された女流詩人でしたが、病に倒れ、16歳という若さで亡くなります。彼女は、その短い生涯の中で、約5,000編の詩と約300首の歌を残しました。彼女の詩碑は、彼女と彼女の作品を愛する人たちの尽力により建立され、市内の小学校をはじめ多くの場所に点在しています。皆さんもぜひ巡っててください。

本市の「宝」の情報、まだまだお待ちしています！